

# 知的財産権権利回復審査ガイドライン

【特許法・実用新案法・商標法・デザイン保護法共通】

2022年4月20日

韓国特許庁

<ご注意>

本ガイドラインは、権利回復に関する基本的な審査原則を示しています。本ガイドラインに紹介された事例は理解を高めるためのものであって、実際の権利回復許容可否については、各事案に応じて期間懈怠の原因等他の事情を総合的に考慮して個別判断しなければなりません。

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「知的財産権権利回復審査ガイドライン（2022. 4. 20）」を  
ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0201119#manual13>)

**【免責条項】**本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用  
ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提  
供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ  
は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

# 目次

1. 関連規定 .....	- 1 -
1.1 特許法 .....	- 1 -
1.2 実用新案法 .....	- 2 -
1.3 商標法 .....	- 2 -
1.4 デザイン保護法 .....	- 3 -
2. 権利回復の趣旨 .....	- 4 -
3. 関連用語 .....	- 5 -
3.1 『出願人等』 .....	- 5 -
3.2 『正当な理由』 .....	- 5 -
4. 権利回復の申請 .....	- 6 -
5. 権利回復の審査 .....	- 7 -
5.1 権利回復審査の主体 .....	- 7 -
5.2 権利回復審査の客体 .....	- 7 -
6. 権利回復期間の審査 .....	- 8 -
7. 権利回復要件審査 .....	- 9 -
7.1 権利回復要件審査の一般原則 .....	- 9 -
7.2 権利回復要件審査のフロー .....	- 10 -
8. 権利回復審査の例 .....	- 17 -
8.1 天災地変等 .....	- 17 -
8.2 人為的過失 .....	- 18 -
8.3 その他事件 .....	- 20 -

## 1. 関連規定

### 1.1 特許法

#### 特許法第十六条（手続の無効）

①特許庁長又は特許審判院長は、第四十六条による補正命令を受けた者が指定された期間にその補正をしなければ、特許に関する手続を無効とすることができる。ただし、第八十二条第二項による審査請求料を納付しなかったため補正命令を受けた者が指定された期間にその審査請求料を納付しなければ、特許出願書に添付した明細書に関する補正を無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第一項により特許に関する手続が無効となった場合であって、指定された期間を守ることができなかつたことが正当な理由によるものと認められるときには、その理由がなくなった日から二月以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から一年を経過したときには、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第一項本文・ただし書きによる無効処分又は第二項本文による無効処分の取消処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

#### 特許法第六十七条の三（特許出願の回復）

①特許出願人が正当な理由で次の各号のいずれか該当する期間を守ることができず、特許出願が取下げられたか、又は特許拒絶決定が確定されたものと認められる場合には、その理由がなくなった日から二月以内に出願審査の請求又は再審査の請求をすることができる。ただし、その期間の満了日から一年を経過したときには、この限りでない。

1. 第五十九条第二項又は第三項により出願審査の請求をすることができる期間
2. 第六十七条の二第一項により再審査の請求をすることができる期間

②第一項による出願審査の請求又は再審査の請求があつた場合には、第五十九条第五項にかかわらず、その特許出願は取下げされなかつたものとみなすか、又は特許拒絶決定が確定していないものとみなす。

#### 特許法第八十一条の三（特許料の追納又は補填による特許出願と特許権の回復等）

①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が正当な理由で追納期間に特許料を納付しなかつたか、又は補填期間に補填しなかつた場合には、その理由がなくなった日から二月以内にその特許料を納付又は補填することができる。ただし、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年を経過したときには、この限りでない。

②第一項により特許料を納付又は補填した者は、第八十一条第三項にかかわらずその特許出願を放棄しなかつたものとみなし、その特許権は継続して存続していたものとみなす。

③追納期間に特許料を納付しなかつたか、又は補填期間に補填せず特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追納期間又は補填期間の満了日から三月以内に第七十九条による特許料の二倍を納付し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合その特許権は継続して存続していたものとみなす。

④～⑦省略

## 1.2 実用新案法

### 実用新案法第三条（『特許法』の準用）

実用新案については、『特許法』第三条から第七条まで、第七条の二、第八条から第二十五条まで、第二十八条及び第二十八条の二から第二十八条の五までの規定を準用する。

### 実用新案法第十五条（『特許法』の準用）

実用新案登録出願の審査・決定については、『特許法』第五十七条、第五十八条、第五十八条の二、第六十条、第六十一条、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二、第六十六条の三、第六十七条、第六十七条の二、第六十七条の三、第六十八条及び第七十八条を準用する。

### 実用新案法第二十条（『特許法』の準用）

登録料及び実用新案登録については、『特許法』第八十条、第八十一条、第八十一条の二、第八十一条の三及び第八十三条から第八十六条までの規定を準用する。

## 1.3 商標法

### 商標法第十八条（手続の無効）

①特許庁長又は特許審判院長は、第三十九条（第二百十二条において準用する場合を含む。）による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなければ、商標に関する手続を無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第一項により商標に関する手続きを無効としたとしても、指定された期間を守ることができなかつたことについて正当な理由があると認められる場合には、その理由がなくなった日から二月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から一年を経過した場合には、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第一項による無効処分又は第二項本文による無効処分の取消処分をする場合には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

### 商標法第七十七条（商標登録料の納付又は補填による商標登録出願の回復等）

①次の各号のいずれかに該当する者が正当な理由で第七十二条第三項又は第七十四条による納付期間内に商標登録料を納付しなかつたか、又は第七十六条第二項による補填期間内に補填しなかつた場合には、その理由がなくなった日から二月以内にその商標登録料を納付又は補填することができる。ただし、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年を経過した場合には商標登録料を納付又は補填することができない。

1. 商標登録出願の出願人
2. 指定商品追加登録出願の出願人
3. 存続期間更新登録申請の申請者又は商標権者

②第一項により商標登録料を納付又は補填した者（第七十二条第一項各号以外の部分の後段によって分割して納付した場合には、一回目の商標登録料を納付又は補填した者をいう。）は、第七十五条にかかわ

らずその商標登録出願、指定商品追加登録出願又は存続期間更新登録申請を放棄しなかったものとみなす。

③第二項により商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商標権（以下、この条において「商標登録出願等」という。）が回復された場合には、その商標登録出願等の効力は、第七十二条第三項又は第七十四条による納付期間を経過した後、商標登録出願等が回復される前にその商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用した行為には、及ばない。

#### 1.4 デザイン保護法

##### デザイン保護法第十八条（手続の無効）

①特許庁長又は特許審判院長は、第四十七条による補正命令を受けた者が指定された期間内でその補正をしなければ、デザインに関する手続を無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第一項によってデザインに関する手続が無効となった場合に、指定された期間を守ることができなかつたことについて正当な理由があると認められれば、その理由がなくなつた日から二月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から一年を経過したときには、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第一項による無効処分又は第二項本文による無効処分の取消処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

##### デザイン保護法第八十四条（登録料の追納又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等）

①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が正当な理由で追納期間内に登録料を納付しなかつたか、又は補填期間内に補填しなかつた場合には、その理由が終了した日から二月以内にその登録料を納付又は補填することができる。ただし、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年を経過したときには、この限りでない。

②第一項によって登録料を納付又は補填した者は、第八十二条第三項にかかわらずそのデザイン登録出願を放棄しなかつたものとみなし、そのデザイン件は継続して存続していたものとみなす。

③追納期間内に登録料を納付しなかつたか、又は補填期間内に補填しなかつたため登録デザインのデザイン権が消滅した場合、そのデザイン権者は追納期間又は補填期間満了日から三月以内に登録料の二倍を納付してその消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、そのデザイン権は継続して存続していたものとみなす。

④～⑥省略

## 2. 権利回復の趣旨

権利回復とは、特許庁に対して特許・実用新案・商標・デザインに関する手続きをする者が意図せずに期間を経過し、特許・実用新案・商標・デザインに関する手続きが無効となったか、又は権利が消滅した場合、その手続きが継続できるよう、その無効処分を取り消すか、又は消滅した権利等を回復する制度をいう。

法律に定められている特許・実用新案・商標・デザインに関する手続きができる期間内に必要な手続きをせずその期間を経過すれば、特許・実用新案・商標・デザインに関する手続きは無効となるか、又はそれ以上手続きができなくなり、特許権・実用新案権・商標権・デザイン権の喪失に繋がるため、その者にとって致命的な不利益を被ってしまう。そこで、その手続きができないやむを得ない理由がある場合にもそのような不利益を被るのはあまりにも過酷であるという政策的考慮から設けられた制度である。期間懈怠の原因等他の事情を総合的に考慮し、手続きをする者が一般的にすべき注意義務を果たしたにもかかわらず期間を守ることができなかつたと認められるなど、手続きを継続することを許容することが社会通念上相当な場合に権利回復ができる。

### 3. 関連用語

本ガイドラインにおいて用いる用語の意味は、次の通りである。

#### 3.1 『出願人等』

『出願人等』とは、特許・実用新案・商標・デザインに関する手続きを回復しようとする特許出願人・実用新案登録出願人・商標出願人・デザイン登録出願人とその登録権利を回復しようとする特許権者・実用新案権者・商標権者・デザイン権者等をいう。その他、第三者審査請求人・情報提供人等特許等に関する手続きをし、無効処分となってその手続きを回復しようとする者を含む。

#### 3.2 『正当な理由』

権利回復の申請において『正当な理由』とは、手続きをする者が置かれている状況に応じて求められる一般的な注意を尽くしたにもかかわらず、期間懈怠をした場合をいう。共同出願であって出願人が複数であるか、又は共同権利者であるか、又は代理人を選任するなど、手続きに係る者が複数である場合、それぞれの複数の当事者が置かれている状況を考慮し、当事者全員が一般的な注意義務を尽くさなければ『正当な理由』はなかったものと認められる。



## 4. 権利回復の申請

権利回復をしようとする出願人等は、期間を経過して改めて手続きをしようとするとき、『期間経過理由』と『期間経過理由消滅日』を記載した『期間経過理由書』を提出しなければならない。期間経過理由を立証する証明書類を添付しなければならない。期間経過理由に関する記載は、権利回復が認められる程度に具体的かつ十分でなければならない。

(1) 期間経過理由により期間懈怠の原因となった事件について、①事件の発生及び消滅した日、②事件に係る者、及び③事件の内容が含まれていなければならない。当該事件に関連し事件が発生する前の措置について、①その措置を取るべき者、及び②措置の内容と時期を明確かつ詳細に記載しなければならない。

ここで、事件が消滅した日とは、事件を認知及び解決することによって期間を守るための行為ができるようになった日をいう。例えば、期間管理に誤りがあった場合であれば、誤りのあった事実を知った日又は当然知るべき日をいい、担当者の不在により書類が提出できなかつた場合であれば、代理人を通じて改めて手続きができるようになった日をいう。事件が消滅した日が明らかでない場合、その旨を記載し、事件が消滅したと判断する時期を記載する。

一方、期間経過理由には、事件が発生した後の措置についても記載しなければならない。事件が発生し期間の懈怠を認知した後、どのような過程を経て守れなかつた手続きをするための措置を取ったかについて、①その措置を取るべき者、及び②措置の内容と時期を明確かつ詳細に記載しなければならない。

(2) 期間経過理由消滅日は、手続きができなかつた理由がなくなった日をいう。権利回復規定は、権利回復要件の他に権利回復期間を置いているが、期間経過理由消滅日は権利回復期間が適当かどうかを判断する根拠となる。

期間経過理由消滅日とは、当該手続きのために特許庁に書類が提出できるようになった日をいう。例えば、代理人委任の問題で出願手続きが取り消されてから回復するものであれば、代理人委任に関する書類が準備されて手続きが続けられる日をいう。

期間経過理由消滅日を記載する際は、その根拠も記載しなければならない。

(3) 期間経過理由を立証する証明書類は、期間懈怠の原因となった事件が特許庁の立場で自明に分かる場合を除き、基本的に当事者以外に第三者が証明できる客観的なものでなければならない。例えば、出願人等が入院により期間が守れなかつた場合であれば、当該診断書又は入院事実証明書、システム障害による不具合があつた場合であれば、システムを製作・販売等した会社で作成したシステム不具合の事実を証明する書面等がなり得る。

第三者の立証が困難であっても、期間経過理由が説明できる書類を最大限に提出することが望ましい。例えば、ビジネスメール、業務マニュアル、契約書写し、関係者の陳述書等が添付書類として含まれる。

## 5. 権利回復の審査

### 5.1 権利回復審査の主体

(1) 権利回復に関する審査は、期間懈怠で手続き又は権利が消滅するときに当該手続きや権利を担当した部署で行う。

例えば、出願手数料未納により補正命令をしたが、補正期間以内に納付しなかったため出願手続きが無効処分となった場合、無効となった出願について無効処分取消しを請求し手数料を納付したのであれば、当該権利回復の審査は出願課で担当する。同様に、追納期間を経過して特許権が消滅したが、特許権者が遅れて特許料を納付して権利回復を要請した場合、当該特許料の納付可否については、登録課で判断する。

(2) 権利回復審査の結論を担当部署の課（チーム）長が留保した場合、顧客政策協議会の審議を経て最終判断した後、担当部署から特許庁長等の名義で通知する。

### 5.2 権利回復審査の客体

権利回復審査は、①権利回復期間に対する審査と、②権利回復要件に対する審査に区分される。権利回復申請が権利回復期間内に提出されただけでなく、権利回復要件も満足しなければ、権利回復は認められない。

権利回復期間に対する審査と権利回復要件に対する審査は、前後の区別なくできるが、権利回復の申請が不適法で返戻しようとする場合、不適法な理由を全て記載して返戻処分する。

権利回復期間に対する審査は、権利回復が権利回復期間内に申請されたかどうかを判断する。権利回復ができる期間を経過して提出された権利回復申請は認められない。例えば、特許料を遅れて納付したことによる権利回復の申請は、正当な理由がなくなった日から二月以内であって、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年を経過する前までできる。この期間を経過して提出した権利回復申請は権利回復期間要件を満たしていないため、返戻処分する。

権利回復要件の審査は、期間懈怠において『正当な理由』があったかどうかを判断する過程である。正当な理由もなく期間が守れなかった場合であれば、権利回復は認められない。

## 6. 権利回復期間の審査

権利回復の申請が権利回復期間内で提出されたものであるかどうかを検討する。

権利回復期間は各法によって異なるため、まずは出願人等が申請した手続きを確認して権利回復期間を計算する。

法令	関連条項		権利回復期間
特許法	第十六条	手続の無効	理由がなくなった日から二月以内、指定された期間の満了日から一年以内
	第六十七条の三	特許出願の回復	理由がなくなった日から二月以内、審査請求又は再審査請求期間の満了日から一年以内
	第八十一条の三	特許料の追納又は補填による特許出願と特許権の回復	理由がなくなった日から二月以内、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年以内
実用新案法	第三条	手続の無効	理由がなくなった日から二月以内、指定された期間の満了日から一年以内
	第十五条	特許出願の回復	理由がなくなった日から二月以内、審査請求又は再審査請求期間の満了日から一年以内
	第二十条	特許料の追納又は補填による特許出願と特許権の回復	理由がなくなった日から二月以内、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年以内
商標法	第十八条	手続の無効	理由がなくなった日から二月以内、指定された期間の満了日から一年以内
	第七十七条	商標登録料の納付又は補填による商標登録出願の回復	理由がなくなった日から二月以内、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年以内
デザイン保護法	第十八条	手続の回復	理由がなくなった日から二月以内、指定された期間の満了日から一年以内
	第八十四条	登録料の追納又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復	理由が終了した日から二月以内、追納期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から一年以内

ここで、『理由がなくなった日』又は『理由が終了した日』とは、手続きができなかった理由がなくなった日をいう。すなわち、当該手続きのために特許庁に書類が提出できるようになった日をいう。例えば、代理人委任の問題で出願手続きが取り消されて回復するものであれば、代理人委任に関する書類が準備されて手続きが続けられる日をいう。

『理由がなくなった日』又は『理由が終了した日』は、出願人等が『期間経過理由書』に記載した日を基準に判断し、書類準備等に過度な時間を費やしたか確認して『理由がなくなった日』を確定する。

権利回復申請が権利回復期間を経過して提出された場合、権利回復要件を満たすかどうかにかかわらず、当該手続きを行うために提出した書類を返戻処分する。

## 7. 権利回復要件審査

### 7.1 権利回復要件審査の一般原則

(1) 資格を取得しなければ業務ができない職業である点から、弁理士単独の過失又は怠慢は特別な事情がない限り、正当な理由はないものとする。

(2) 期間遵守に係る法令は、出願人等が当然知るべき最低限の知識であるといえるため、出願人等の法律の誤解、不知の主張、法的過失は特別な事情がない限り、正当な理由はないものとみなす。

(3) 代理人及び補助者の期間懈怠が特許庁の法的義務なく出願人等の便宜のために提供する情報又は案内だけに依存した場合、正当な理由はないものとする。

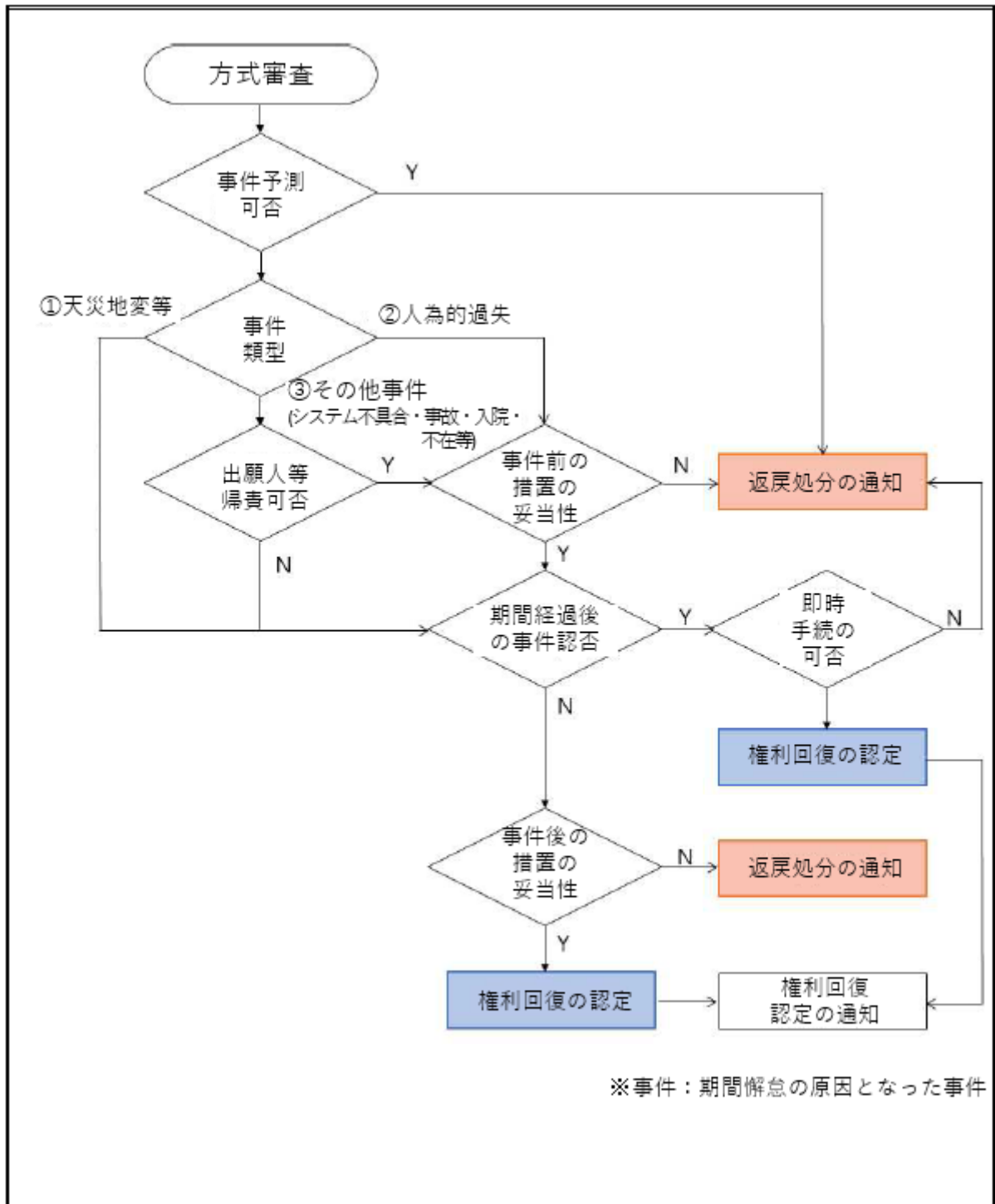
(4) 産業財産権法の知識がないか、又は無資格者に委任した結果により期間懈怠された場合、特別な事情がない限り、正当な理由はないものとする。

(5) 出願人等が意図的に期間懈怠したかどうかに関係なく、出願人等の補助者、代理人、代理人の補助者等の行為は、出願人等に影響を及ぼす。

(6) 代理人に求められる権利回復上の一般的な注意義務は、出願人等と代理人間に結んだ委任契約によって異なるものとみる。例えば、代理人と出願手続きについてだけ委任契約を結んだ場合、年次登録料の追納期間が到来した事実を出願人等に知らせなかったとって代理人側が不注意だったとはいえない。

## 7.2 権利回復要件審査のフロー

権利回復要件審査のフローは、次の通りである。



### 7.2.1 方式審査

権利回復の可否は、出願人等が提出した『期間経過理由書』と添付された証明書類に基づいて書面で審査する。

必要な場合、事実を明確に確認するため、出願人等に面接を要請することができる。

権利を回復しようとする者は、本来行わなければならない手続きに関する書類に『期間経過理由書』を添付しなければならないため、『期間経過理由書』が添付されていない場合は、手続きに関する書類は期間を経過して理由もなく提出した書類とみなされる。この場合、当該手続きに関する書類を「同法又は同法による命令が定める期間内に提出されていない書類」又は「特許等に関する手続きが終了した後、その特許等に関する手続きと関連して提出された書類」とみなして返戻処分する（特許法施行規則第十一条、商標法施行規則第二十五条、デザイン保護法施行規則第二十四条）。

手続きに関する書類に『期間経過理由書』が添付されていれば、『期間経過理由書』に記載された「期間経過理由」や「期間経過理由消滅日」が明確かつ詳細でなくても権利回復の意向があるとみて、返戻せず権利回復を審査する。正当な理由を立証する証明書類の提出に不備があった場合にも、同様に取り扱う。

『期間経過理由書』は添付されているものの手続きに関する書類に不備がある場合、当該事項を指摘して補正を命令する。例えば、代理人を選任し、手数料未納により無効処分となった出願手続きの取消しを請求して出願に係る手数料を納付しているものの当該代理権に不備がある場合、当該手数料の納付について代理権の瑕疵を治癒するよう補正命令する。

### 7.2.2 事件の予測可能性

事件の予測可能性は、出願人等が『期間経過理由書』で理由として挙げた事件を中心に期間懈怠の直接又は間接の原因となった事件について事件の発生時期及び発生による影響が予測可能であったかどうかを判断する。

(1) 期間懈怠の原因となった事件が予測可能な場合、出願人等は当該事件により期間を経過しないように十分な措置を取るべきだったという点から、措置の有無に関係なく正当な理由はなかったものと取り扱う。

より具体的には、次の例のように判断できる。

会社の組織再編又は組織の廃止、所有権の移転等は通常事前の計画によるものであるため、他の事情がない限り予測可能なものと取り扱う。ただし、正常に進行した会社合併が突然失敗したことによる混乱の状況下で期間を経過した場合には、予測不可能なものといえる。

突然の代理人の辞任と意図しなかった代理権の変更は、予測不可能なものといえるが、出願人等の代理人変更は事前にその結果を認識した上で行われることがほとんどであるため、他の事情がない限り、予測可能なものと取り扱う。

期間管理システム（期間をモニタリングしながら手続きできるように情報を提供するコンピューターシステム又はこれに相応する人的構造やこれらの結合のプロセスをいう、以下同じ。）の新規設置及び変更は、通常事前計画によるものであるため、予測可能なものと取り扱う。

突然の重病診断、入院、手術等は、予測不可能なものとして取り扱うが、日常的な疾患、深刻でない治療等は予測可能なものと取り扱う。

（２）期間懈怠の原因となった事件が予測不可能なものである場合、事前に予防措置を取ることは実質的に期待し難いため、『期間経過理由書』に基づいて事件の種類に応じて出願人等が取った措置の観点から、期間懈怠する正当な理由があったかどうかを判断する。

### 7.2.3 事件種類の区分

期間懈怠の原因となった事件種類に応じて出願人等が一般的に取るべき事前措置の内容は異なる場合がある。事前措置の妥当性を判断するための事件種類は次のように区分する。

（１）まず、『天災地変等』は期間を経過する前に発生した自然災害又は社会的災害等、やむを得ない場合をいう。自然災害は、台風・洪水・豪雨・強風・波浪・津波・大雪・寒波・落雷・干ばつ・熱波・地震、その他これに準ずる自然現象により発生する災害をいう。社会的災害とは、火災・崩壊・爆発・大規模交通事故（航空事故及び海上事故を含む。）・NBC 災害・環境汚染事故・停電事故・大規模感染症や家畜伝染病等により発生する社会的災害をいう。

（２）『人為的過失』とは、手続きに係る者による過失で期間を経過した場合をいう。ここで手続きに係る者とは、出願人等だけではなく、出願人等の補助者、代理人、その代理人の補助者等、直接又は間接的に期間を守る過程に関連し、手続きに関して必要な業務を行うことが予想される者をいう。

例えば、特許権者が代理人を選任して特許料納付の業務を委任し、その代理人が再度特許事務所に雇用された会計担当職員に定期的に特許料納付期間をモニタリングしながら特許料を納付することを支持した場合、手続きに係る者は特許権者、代理人及びその代理人の会計担当職員となる。この場合、支持を受けた会計担当職員が期間の計算を間違えて追納期間にも特許料が納付できなかったのであれば、『人為的過失』と分類できる。

その他、発生可能性の高い人為的過失としては、書類の紛失、期間管理システムへのデータ入力エラー、連絡ミス又は事実誤認等がある。

（３）天災地変や人為的過失によらない事件は『その他事件』と分類する。例えば、期間管理システムのエラーで期間を経過した場合、期間管理を担当した関係者が突然の事故による混乱の状況下で期間懈怠した場合、突然の疾病により入院・手術・治療に入った場合、期間管理担当者が突然退職して期間管理が空席になった場合等が挙げられる。

#### 7.2.4 出願人等への帰責可否

期間管理システムのエラーや担当者の不在等『その他事件』と分類された場合において、『事件が発生する過程』に出願人等の責任がないかどうかを判断する。出願人等に帰責事由がなければ権利回復は認められる可能性があるが、事件発生まで放置するなど一般管理義務を怠った場合、事件が発生する前の措置が妥当だったかどうかによって権利回復が否定されることがある。

例えば、期間管理システムの不具合により問題が発生した場合、当該システムの選定や導入又は設置・変更作業における期間設定等に出願人等が無関心だった場合、責任があるといえる。

完全に自動化されたコンピューターに依存しただけであり、定期的に期間管理システムの妥当性を検査するなど、管理（バックアップのための複製の作成やデータを維持させるための類似の作業等、基本的に行う予防措置を含む。）しなかった場合、帰責事由があるものと取り扱う。

#### 7.2.5 事件前の措置の妥当性

期間懈怠事件の類型が『人為的過失』だった場合と『その他事件』と分類された場合であって、出願人等に帰責事由がある場合に事件前の措置の妥当性について判断する。

事件前の措置が妥当だったと認められる場合、事件発生後の措置までも妥当だったかどうかを追加に判断し、権利回復の可否を判断する。

事件前の措置が妥当でなかった場合、手続きに関する書類を返戻処分する。

事件前の措置の妥当性は、措置を取るべき者の地位と状況に照らして判断する。その者が置かれた状況下において、通常の注意力を有する者であれば事件が発生しないように一般に取るべき措置を取ったかどうかの観点から検討する。

(1) すでに期間懈怠して手続きができなかった点から、事件前の措置の妥当性認否を厳しく判断する。

(2) 人為的過失が特別な理由もなく繰り返される場合には、事件前の措置が不十分なものと取り扱う。

(3) 出願人等は代理人に依存する権利があり、代理人は特許等に関する手続きに係る専門的知識と経験を有すると認められる場合があるので、出願人等が代理人に手続きを委任し、不知の状態であった場合でも出願人等の事件前の措置は妥当なものとして取り扱う。ただし、出願人等が期間を経過する可能性を事前に知っているような事情がある場合、事件前の措置は不十分なものと取り扱う。

期間懈怠のほとんどは、出願人等が代理人に出願等の管理を委任した状況における相互ミスコミュニケーション、期間管理システムの誤作動、関係者の事実誤認等によるため、事例別には次のように事件前の措置の妥当性が判断できる。



## ■ 期間管理システムについて

期間懈怠が期間管理システムの不在又は不十分により発生した場合、事件前の措置は不十分なものとみなす。ただし、大企業（相対的に規模の大きい特許事務所等、以下同じ。）と小企業（弁理士一人の特許事務所等、以下同じ。）間には期間管理システムの規模において差がある場合もある。

特許部署が別途あるか、又は少なくとも産業財産権に係る期限を管理する担当者が別途指定されている場合、大企業レベルと認識できる。

大企業と小企業の区分は、管理すべき期間の件数と関係する場合もある。期間管理件数が多い場合、当然期間管理システムは構築されるべきであるが、少数の職員だけを雇用して弁理士一人で少数の産業財産権を管理している場合は小企業とみなして期間管理システムに係る要件が免除できる。

大企業は少なくとも一つ以上の期間クロスチェック構造を備えていなければ、期間管理システムが不十分であると認められる。期間を入力して管理する担当職員の他に当該職員が業務をきちんと行っているかどうかを定期的に確認する職員を雇用しているか、又は職員の注意を喚起する自動化システムを備えてこそ、クロスチェック構造が構築されているとみなすことができる。期間モニタリング業務が職員一人だけに付与されている場合はクロスチェック構造を備えているといえない。期間経過が確認できるクロスチェック構造は、事件前の措置の妥当性を反証する重要な要素といえる。

一方、数年間、効果的にエラーもなく作動した期間管理システムは、事件前の措置の妥当性を裏付ける。

## ■ 郵便の受発送について

会社や特許事務所内における郵便の受発送システムは、通常レベルの低い作業だけで行われるため、日常的に十分に機能していた場合、事件前の措置は十分なものと認めることができる。期間管理システムと異なって郵便の受発送システムの場合、クロスチェック構造が必ず必要ではない。

特許庁に提出する書類を十分な時間において日常的に機能して信頼できる郵便・宅配システムを用いて発送したのであれば、事件前の措置は妥当なものと認めることができる。

## ■ 出願人等と代理人間の意見交換について

代理人が出願人等の意図を誤認して手続きをしなかったため期間を経過した場合、出願人等と代理人間のコミュニケーションが円滑でなかった場合は、事件前の措置は不十分なものと取り扱う。

代理人は手続きについて出願人等の意図を十分に把握できるように確認する手続きを備えなければならず、特に権利の消滅をもたらす重要な手続きの場合、少なくとも一回以上出願人の意思を確認しなければ、事件前の措置は妥当なものと認められない。

## ■ 補助者の活用について

補助者の過失により期間懈怠した場合、①行う業務について適切な教育を受けた適切な者を選び、②行う業務について教育して明確に指示し、③委任した業務について合理的に管理していたのであれば、当該補助者に係る事件の措置は妥当なものともみなす。

補助者の不在に備えて代替人を選任した場合も上記の要件を適用する。

出願人等は補助者が事件に関わった場合、『期間経過理由書』に少なくとも上記の三つの要件について具体的かつ詳細に記載しなければならない。

もし出願人等や代理人が単純業務ではないものを補助者に委任して期間懈怠した場合、事前措置は不十分なものとみなす。

特許事務所の職員が技術的・法律的に相当な水準に達し、実質的に弁理士の業務を担当しているのであれば、その者にも代理人の水準の事前措置義務が課される。

### 7.2.6 事件後の措置の妥当性

事件によって期間懈怠された事実を認知してから意図的に遅延させたかどうかを判断する。すなわち、事件によって期間を経過しないようにするための措置及び手続きに必要な書類を特許庁に提出するために取った措置が即時であったかどうかを審査する。

もし、事件を認知した時点が期間を経過した後であれば、遅滞なく直ちに手続きをすべきであって、その過程において意図的な遅延があったのであれば、正当な理由があったものと認められない。

事件を認知した時点が期間を経過する前であれば、なるべく早く手続きに必要な準備をして特許庁に書類を提出したかどうかを検討する。このとき、手続きに必要な書類の準備にかかった時間は考慮できる。

事件後の措置が妥当なもの認められる場合、権利回復を認めてその事実を出願人等に通知する。

事件前の措置が妥当でない場合、手続きに関する書類を返戻処分する。

### 7.2.7 その他審査における考慮内容

(1) 出願人等が法人である場合、事件前後の措置に対する妥当性の判断において当該手続きの担当者だけではなく法人として取った措置も考慮する。例えば、特許部署を備えた法人であれば当該出願を担当する職員の他に特許部署全体が一般に取るべきだった措置も考慮しなければならない。特許部署がなければ担当職員の他に当該手続業務について責任を負う者の措置も考慮する。

(2) 手続きを行う者が複数であって代表者を選任するか、又は代表者は選任しなかったものの実質的に代表者のように行動する関係が成立する場合、代表者が取った措置の妥当性は、その他の者が取った措置と区分して判断しなければならない。例えば、代表者のある状態で突然手続きができなくなった場合、その他の者がその事情を知らなかったのであれば関係ないが、知っていたのであれば代わりに手続きをすることが求められる。

(3) 代理人が特許業務法人である場合、妥当な措置を取ったかどうかについては、担当弁理士だけでなく特許業務法人として取った措置内容に基づいて判断する。

## 8. 権利回復審査の事例

### 8.1 天災地変等

(1) 自然災害による連絡途絶	
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲は、米国国籍の外国人であって、現地代理人・乙と国内特許管理人・丙を選任して特許出願を管理している。</li> <li>・審査請求期間の到来により出願人の審査請求指示を受けた現地代理人・乙は丙に連絡しようとしたが、米国現地の暴風雨等により電力、電話線が断線されて通信不能の状態になり、携帯電話でやっと電子メールを送信したものの締切日当日だったため、特許管理人・丙は審査請求書が提出できなかった。</li> <li>・期限満了日から四日が過ぎてから現地代理人・乙は他の地域に移動してノートパソコンで電子メールを再送し、ようやく特許管理人・丙は期間懈怠の事実を認知した。</li> <li>・丙は乙から連絡を受けた当日審査請求書を作成して特許庁に期間経過理由書とともに提出した。</li> <li>・丙は期間経過理由書に現地マスコミの天災地変に関する記事、現地代理人事務所の被害写真、現地電力企業の停電記録報告書、現地通信企業のインターネット断線確認メール、乙が丙に送った電子メールのスクリーンショット二枚を添付した。</li> </ul>
権利回復審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間懈怠に係る事件は「天災地変」とみなすことができる。</li> <li>・甲は乙と丙に特許出願管理を委任しているため、事件に関わった者は特許権者・甲と現地代理人・乙及び国内特許管理人・丙である。</li> <li>・甲は代理人の乙及び丙に事件を委任した以上依存する権利があり、不知の状態であったため、甲の事件前の措置は妥当である。</li> <li>・事例の事件の類型は『天災地変等』と区分できる。</li> <li>・現地代理人・乙は、期間を経過する前に事件を認知したので、事件後の措置の妥当性について検討すべきである。乙は天災地変下でも甲の指示を受けて丙と連絡しようとして努力し、結局電力及びインターネット事情が良好な他の地域に移動してまで連絡しようとして最善を尽くした点が認められるため、事件後の措置は妥当だったといえる。</li> <li>・丙は期間を経過してから事件を認知したので、事件後の措置は検討する必要がなく、即時に手続きをするために努力したかどうかを確認すべきである。</li> <li>・丙は乙からメールを受信した当日に審査請求書を提出したので、即時に措置を取ったと認められ、権利回復ができる。</li> </ul>
審査結果	権利回復認定

## 8.2 人為的過失

(1) 代理人の過失による特許料の未納	
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権者の甲はオランダに所在する会社で、ドイツに位置した乙に特許権を譲渡しながら代理人の丙に所有権の移転と特許権の管理を委任した。</li> <li>・ しかし、丙は担当職員の過失で特許権移転はもちろん、四年次登録料を追納期間までも納付しなかった。</li> <li>・ 丙の担当職員は、長年勤務している熟練職員であったが、当該権利移転や特許料の納付について丙は何も確認しなかった。</li> <li>・ 後でこの事実を認知した甲は、年次登録料を納付し、代理人の過失によるもので納付しないつもりではなかったことを理由に権利回復を主張した。</li> </ul>
権利回復審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間懈怠に係る事件は「代理人事務所の職員の過失による特許料の未納」といえる。</li> <li>・ 事例のように甲は代理人を選任し、その代理人は職員を補助者として活用しているので、事件に関わった者は甲、代理人、代理人事務所の担当職員である。</li> <li>・ 過失は予想できなかった状況下で発生したため、事件の予測可能性はなかった。</li> <li>・ 事件の類型は『人為的過失』と区分できるが、事件前の措置の妥当性について確認すべきである。</li> <li>・ 甲は代理人の丙に事件を委任した以上依存する権利があり、不知の状態であったため、事件前の措置は妥当である。すなわち、独自に権利の移転や年次登録料納付について確認しなかったとして、妥当な措置ではなかったといえない。</li> <li>・ 丙は代理人として補助者を活用し、全面的に補助者に任せただけで、定期的に権利移転や年次登録料の納付を確認するなど、業務について合理的に管理していたといえない。</li> <li>・ 代理人の丙が取った事件前の措置は妥当でないため、返戻理由通知書を発送して返戻処分する。</li> </ul>
審査結果	権利回復不認定—返戻処分

(2) 特許庁が発送する「消滅予告案内状」を受けてないため、特許料を未納	
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲は外国に居住する特許権者で、代理人・乙を特許管理人として選任して特許権を管理している。</li> <li>・ 一方、特許庁は特許料の未納により権利が消滅される不測の損害を防止し、権利者の利便性を図るために「消滅予告案内状」を郵便で発送している。</li> <li>・ 代理人の乙は外国からの incoming 事件を相当な割合で受けていながらも期間管理システムを備えず、特許庁から消滅予告通知書を受け付けられれば年次登録料を納付する方式で業務をしている。</li> <li>・ 特許庁の郵便発送エラーにより甲の特許権に対して四年次登録料の納付期間及び追納期間が到来したにも関わらず消滅予告案内状が発送されず、それによって乙は年次登録料が納付できなかった。</li> </ul>
権利回復審査	<p>(1) 審査方式1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間懈怠が、特許庁が自主的に提供する情報又は案内だけに依存することにより発生したので、さらなる判断をする以前に権利回復は認められない。</li> <li>※7.1 権利回復要件の審査の一般原則に反する場合、他の要件審査は行わず、即時に返戻。</li> </ul> <p>(2) 審査方式2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間懈怠に係る事件は「代理人・乙が特許庁の提供する情報だけに依存して納付期間を逃した」ものである。</li> <li>・ 事例において甲は乙に特許権に係る権利を委任しているため、事件に関わった者は特許権者の甲及び代理人の乙である。</li> <li>・ 意図的に年次登録料を未納することはできないため、事件の予測可能性はない。</li> <li>・ 事件類型は『人為的過失』と分類できるが、事件前の措置の妥当性を検討しなければならない。</li> <li>・ 甲は代理人の乙に事件を委任した以上依存する権利があり、不知の状態であったため、甲の事件前の措置は妥当である。</li> <li>・ 乙は外国の事件を相当な割合で受けている事務所を運営していながらも期間管理システムを備えず、特許庁が自主的に提供する情報だけに依存し、期間経過を防ぐためにクロスチェックするプロセスも備えないなど、事件前の措置は妥当でなかったといえる。</li> <li>・ したがって、他の事情がない限り、権利回復は認められない。</li> </ul>
審査結果	権利回復不認定—返戻処分

### 8.3 その他事件

(1) 特許庁の突然の通知書様式の変更による期間管理システムのエラー	
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲は特許権者で、代理人の乙に特許権の管理を委任した。</li> <li>・ 乙は中堅特許事務所を運営する弁理士で、期間管理システムを保有しているが、同システムは特許庁から送られた XML 形式の通知書から期限情報を抽出して期間をモニタリングする機能があり、導入して七年近くエラーを起こした場合はなかった。</li> <li>・ しかし、特許庁が通知書様式を十分な期間を置かず変更したことで期間管理システムが提供する期間情報に一年近く差が出るエラーが発生し、結果的に年次登録料の追納期間を逃した。</li> <li>・ 乙は、システム販売会社が発行したシステムエラー認証書、当該特許権に対するエラー発生時の出願情報ログファイル、正常作動時の作業ログを証明する書類を提出した。</li> </ul>
権利回復審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間懈怠に係る事件は、「期間管理システムの誤作動」といえる。</li> <li>・ 甲は乙に特許権管理を委任したため、事件に関わった者は特許権者の甲と代理人の乙である。</li> <li>・ 甲は代理人の乙に事件を委任した以上、依存する権利があり、不知の状態であったため、甲の事件前の措置は妥当であった。</li> <li>・ エラーもなく運営されていた期間管理システムが特別な理由もなく誤作動をしたことは予測できるものではなく、特許庁の通知書様式の変更も予告がなかったため、事件の予測可能性はない。</li> <li>・ 事件類型は「その他事件」と区分でき、運用過程において代理人の帰責事由はない。</li> <li>・ 期間を経過したことを認知した後、遅滞なく年次登録料を権利回復期間内に納付したのであれば、権利回復は認められなければならない。</li> </ul>
審査結果	権利回復認定

(2) 間欠的な意識障害による実用新案登録料の未納

事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲は代理人のいない個人出願人で、最初の三年分の登録料を納付して実用新案登録を受けた実用新案権者である。</li><li>・ 四年次登録料の納付期限は 2003 年 12 月 6 日で、追納期間はそれから六カ月後の 2004 年 6 月 6 日だったが、追納期間満了間近の 2004 年 6 月 4 日、ひどいめまいで失神し、内科病院に入院した。</li><li>・ 検査結果、鉄欠乏性貧血で、一過性脳虚血発作が重なって、6 月 11 日まで睡眠誘導を用いた安定治療を受けた。</li></ul>
権利回復審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 期間懈怠に係る事件は「突然の発病」といえる。</li><li>・ 事例において甲は代理人を選任していない状態で直接実用新案権を管理しているため、事件に関わった者は甲一人である。</li><li>・ 甲が追納期間満了日である 2004 年 6 月 6 日の前に自ら貧血であることを知っていたといえる証拠はないため、事件の予測可能性はない。</li><li>・ 事件類型は『その他事件』と分類でき、突然の発病に甲の責任を負わせることはできないため、帰責事由はない。</li><li>・ 登録料を未納した事実を退院後知ったはずなので、権利回復期間内に即時に意図的な遅延なく権利回復に関する書類を提出したのであれば、遅れても登録料の納付を認めなければならない。</li></ul>
審査結果	権利回復認定